

費から九百万円減額して調整したものでござります。

以上、おぼくでござります。補正第三号の内容について御説明を申し上げました。よろしく慎重御審議を賜りまして原案とおり御可決くださるようお願い申し上げて、説明を終わります。

○議長（岩田 博君） 以上、提案理由の説明は終了しました。こゝより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 以上、質疑を終ります。

○七番（鈴木藤次郎君） この際動議を提出いたします。

ただ今議題となりております議案第百四号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決さることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から、本案は原案により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 御異議なしと認めます。よって議案第百四号は原案により可決いたしました。

○議長（岩田 博君） 日程第五議案第百五号昭和五十三年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。本案について提案理由の説明をお願いします。

一建設部長（有藤多市君） 御指名によりまして、議案第百五

号の昭和五十三年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、土木費を約一億四千二百三十万円を追加し

大入支出予算額を十四億七千三百四十六千円と定めようとするものごいひをします。

大きなものは、建設省所管の下水道事業に対し、東京都を通じて追加要望をいれ参りました。このたびその増額が認められましたので、これに伴う国庫補助金を計上したことが大きな内各でござります。

二ページからその内各について御説明を申し上げますと、大入の第三款国庫支出金につきましては七千八百万円を追加しようとするものごいひをします。ただし御説明を申し上げました公共下水道に対する建設省の補助金でござります。総額二億二千八百万円となり、前年度に比較して三八%のアップ率となりております。

第五款繰入金については、一般会計からの繰入金でござります。今回九百万円を補正し、総額三億一千百万円としようとするものごいひをします。

第八款市債につきましましては、公共下水道事業債五千五百三十万円の補正でござります。

以上をしまして一億四千三百三十万円の補正となりております。次に、大入予算について御説明を申し上げます。

第二款事業費につきましましては一億四千三百三十六万円を補正しようとするものごいひをします。この内誤けにつきましましては、建設省補助金の増額に伴います。公共下水道の工事費一億三千万円、西地区周辺排水路整備事業の一般財源分一千三百三十六万円、ごいひとして、工事費の大きなものにつきましましては、南部五号幹線のうち、五丁橋付近から五日市線、青梅線、玉川上水、八高線の横断工事の大きな工事でございます。

第四款予備費につきましましては、計数整理をいたし、以上をしまして一億四千三百三十万円の補正でござります。

三ページの地方債の補正につきましましては、市債の増額に伴い、公共下水道事業債の限度額を変更しようとするものごいひ

ます。

以上大変さばくな説明でございますが、よろしく慎重御審議の上、原案のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（岩田 博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。こいより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 以上で質疑を終わります。

○七番（鈴木藤次郎君） この際動議を提出いたします。ただし議題となっておりません。議案第百五号については、委員令は託及の討論を省略し、原案のとおり可決さることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） お諮りいたします。ただいま鈴木藤次郎君から、本案は原案のとおり可決さることを望みます。

い日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 御異議なしと認めます。よって議案第百五号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（岩田 博君） 日程第六議案第百六号 福生排水涵管新設工事委託契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 上野重勝君 登壇）

○総務部長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第百六号につきまして御説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第百四号の一般会計補正第三号で詳細に説明をしておりますが、この工事委託契約は、建設省関東地方建設局長と契約するものでございまして、契約の

目的が福生排水植管新設工事 契約の方法は隨意契約 契約の金額は一億三千九百五十万円 契約の期間が契約確定の日から昭和五十四年三月三十一日までとなっております 大変ふはくでござりまするが 議案第百六号の説明といいたします。

○議長（岩田 博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 以上で質疑を終わります。

○七番（鈴木藤次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百六号については、委員令は記及び討論を省略し、原案のとおり可決さることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から、本案は原案とおり可決さるべき旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 御異議なしと認めます。よって議案第百六号は原案とおり可決いたしました。

○議長（岩田 博君） 日程第七請願第二号一般消費税の新設反対に関する請願書日と議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 木村 治男君 登壇）

○総務委員長（木村 治男君） 御指名によりまして請願第二号の審査報告を申し上げます。（請願審査報告書）別添参照

本請願は、去る九月定例会二日目の本会議におきまして、当

委員会に付託されたもので、九月十八日と十月十六日の委員会において審査を行いました。

審査の概要について申し上げますと、九月十八日の審査においては、すでに御報告申し上げましたような理由によりまして、継続審査と相つたわけであり、その後、十月十六日における委員会においては、委員より、去る九月定例会最終日において、超党派で一般消費税新説反対の決議を可決している。請願の字句に問題があるといつても、請願は大資本や軍事費に対する政府の方向転換がなければ、この財政危機の克服ができないという点まで論じているものであり、採択したいという意見がありました。後、数名の委員から、すでに議会として一般消費税反対の決議をしている。それとさらにまた意見書を出す必要があるのか。又本請願の文面中、大企業、大資本家の特権的減免税の廃止とか、軍事費等不要不急な予算の削減によりて可能である等、イデオロギー的な面から本請願の文面をそのまま認めて審査することとは問題があり、不採択にしたいという意見があったわけであります。

このように採択、不採択との意見に別れましたので、当委員会としては本請願採択について起立による採決いたしました結果、起立者少数であり、本請願は不採択とすべきものと決定した次第でございます。

当委員会決定があり不採択と決定していただくようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

議長（岩田 博君）以上で委員長の審査報告は終わりました。

（発言者なし）

○議長（岩田 博君）以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、このより討論を行います。本件に対する委員会の報告は不採択でありますので、最初に採択に賛成者から発言願います。

市議 賛成討論 (松山) 反対討論 (岩田)

(二番松山清君登壇)

○二番(松山清君) 請願案二号一般消費税の新設反対に関する請願書の採決にあたりまして討論をいたします。

当請願書は、政府が一般消費税の新設することに対し、議会で反対の意見書を提出していただきたいというものであります。

御承知のように九月定例会において当請願書が提出された後、一般消費税新設に反対する決議案が、当請願書の審査報告を待ったのは時期を失するということで提案がなされた。

全議員一致でこれを可決いたしました。

このような結果から見れば、当然この請願案二号もやはり全議員一致で採択されることと当然のことではないかと考えます。

しかるに審査報告書では不採択の理由には、本議会において決議案が可決され趣旨は金うさめたため、となっており、また趣旨が金うされたためならば不採択にするということは、まさに筋の通らないことではないでしょうか。決議案が可決された

ならばこの請願を採択することが議会運営の妨げにはないでしょうか。決議案は可決するが、同趣旨の請願書は不採択にするということであるならば、真剣に当市議会が一般消費税の新設に反対することを考えておるのかどうか、市民の皆さんが甚だ疑問に思われるのではないかと考えます。

これらのごときを十分考え合せていただきまして、本請願書を採択していただくことをお願いいたします。簡単であります。私の賛成討論といたします。

議長(山田博君) 次に採決に反対者から発言願います。

(十番指田保雄君登壇)

○十番(指田保雄君) 請願案二号に對しまして、委員会報告に對する賛成の討論を行います。

本請願は、一般消費税新設反対の意見書を国に提出することと求めておりますが、その内容は、大要次のような点であります。

第一に、一般消費税が、いかに悪税であるかという説明。

第二に、新税で行おうとする事業は、特権的減免税の廃止。

及び軍事費等不急不急な予算の削減によって可能であると
いう主張であります。

第一の一般消費税の新設については、たいもが反対するところ
あり、わが福生市議会においても九月定例会において全員一致で
もって反対決議をすむに行っております。以上の点からすると
本請願も採択すべきと考えられますが、問題は第二の点で
あります。ただ新税反対なら話は簡単であります。新
税が実施できないことによつて入るべきない予算の穴埋めとし
て、不急不急の軍事費等とあつてという点に問題があります。
す。軍隊のないわが国においては削減すべき軍事費などは無
いのであります。個人において自衛隊を軍隊と認識するの
は自由であります。又防衛費を軍事費と読み替えるのも
自由であります。ただし国家予算には軍事費ははいりませ
ん。わが福生市議会が、無い予算を削ぐなどという意見書
を提出すれば天下の物笑いになるだけであります。しかし、

わが市議会においては、すでに御案内のとおり新税反対の決議を
いたしております。そこで、なんとか請願者の意をくむべく努力を
したわけでありませう。紹介議員に対しこの軍事費云々を適当な言
葉に変えることはできないのか、訂正することはできないものかという
相談をいたしましたわけでありませう。しかし、紹介議員からの返事は
一言一句変更はできない。ただし、採択しない意見書は国に提出
しないでよいということになります。請願書には意見書を提出
することに不可思議であり、独善的の発言であると感じました。何人
のための委員会審査であったのか考えさせられました。又理解にと
苦しみました。たいもが反対しない一般消費税新設反対。認
めれば笑われる。無い予算の削減。意見書を提出せよと請願書
をいったかと思えば、提出しなくともいいといつてみたり。私はどうし
てだろうかと考えました。紹介議員の所属政党は日本共産党
日本共産党といえはマルクス・レーニン主義と基本的基礎とす

ることも党規約にうたった政党であることを思いがたり、一ぺんにわかったであります。共産党は、常にマルクス・レーニン主義の革命的ハ髓を擁護する党であります。又マルクス・レーニン主義の発言に大きく影響を受けであります。そこでレーニンが議会の（い）てどのように供述してゐるかというところ、労働者階級はできあいの国家機能を粉砕し、打ちたくて、さうである。それをそのまま奪取するにとどまらねばならない。ただし革命勢力にできあいの国家機能を粉砕し、打ちたくて実力のない間は議会の革命的立場に立つてと、こういっております。つまりマルクス主義者に、ブルジョア議会やその他どんな反動的な機関でも、解散する力が無い間は、そういう機関の内部で活動し、議会を破壊するために議会内で用ゐるといつてゐるのであります。紹介議員はその教えによりに行動をしてゐるのであるかと思ひます。又日本共産党は彼らのいうところのできあいの国家機能を粉砕し、奪取し、打ち砕くにけり実力がありません。そこで議会を破壊するた

め本請願を提出したと考えられます。いなければ先ほど述べましたような矛盾に満ちたまことに不可思議なことはあり得ないのであります。ブルジョア議会だとはかにこれ、破壊といふはたまりません。断固用ゐるべきであります。以上、本請願は不採択すべきであり、委員長報告のとおり決定すべきであるということと訴へまして、私の討論を終わります。す。（拍手）

○議長（岩田 博君） 以上で討論を終わります。

請願第二号に対する委員会の報告は、不採択と決定であります。

いより起立により採決いたします。

お諮りいたします。請願第二号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岩田 博君） 起立少数であります。よって請願第二号

は、委員会報告とおり不採択と決定いたしました。

○議長（岩田 博君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたします。

会議を閉じます。

このをもって昭和五十三年第五回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午前十時三十五分 閉議 閉会

署名議員

福生市議会議長 山田 博

議員 原 敬子

議員 松山 清

議員 原田 生也

⑦ 福総庶発第千九百三十二号

昭和五十三年十月二十三日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

岩 田 博 殿

昭和五十三年第五回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十三年十月二十三日付け、福生市告示第三十六号（別紙参照）をもつて、昭和五十三年第五回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写

福生市告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百条第二項の規定に基づき、昭和五十三年第五回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十三年十月二十三日

福生市長 石 川 常太郎



一 期 日 昭和五十三年十月三十日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 福生市熊川武蔵野会館条例の一部を改正する条例
- (2) 昭和五十三年度福生市一般会計補正予算（第三号）
- (3) 昭和五十三年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）
- (4) 福生排水樋管新設工事委託契約
- (5) 一般消費税の新設反対に関する請願書